

本マニュアルに一部誤植がありました。
下記のとおり訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

○該当箇所：P. 67 ポイント2. の2行目

【誤】

ポイント

1. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1 事故（定義）に定める事故があった場合には、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
2. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1 事故（定義）のうち、(3)、(4)、(5) 及び (8) のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法で、24 時間以内に行える限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。ただし、(3) は2 名以上の死者または5 人以上の重傷者を生じたものとする。
3. 事業者は、使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったときまたは取材を受けたときその他社会的影響が大きい事故と認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
4. 緊急時対応マニュアルの整備
・速やかに左側に寄せる ・キーを挿したまま車から離れる 等

※誤植箇所を赤線表示しています。

【正】

ポイント

1. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1 事故（定義）に定める事故があった場合には、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
2. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1 事故（定義）のうち、(3)、(4)、(5) 及び (7) のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法で、24 時間以内に行える限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。ただし、(3) は2 名以上の死者または5 人以上の重傷者を生じたものとする。
3. 事業者は、使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったときまたは取材を受けたときその他社会的影響が大きい事故と認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
4. 緊急時対応マニュアルの整備
・速やかに左側に寄せる ・キーを挿したまま車から離れる 等